

# 地方競馬全国協会 会報

第 266 号 平成 17 年 6 月

## 目 次

### 競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調

その他

平成 17 年度第 1 回補助金の交付決定について

### 規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会競馬連携計画事業補助実施要綱

### 人事

平成 17 年 6 月

### できごと

平成 17 年 5 月

## 馬主および馬の登録数調べ

平成 17 年 5 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	28	6	3	10			0
馬	506	343	1		233	11	9

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん	計
	サラ系	アラ系	小計	えい	
2 歳	320	58	378	0	378
3 歳	68	0	68	0	68
4 歳	32	0	32	0	32
5 歳	10	0	10	0	10
6 歳以上	18	0	18	0	18
計	448	58	506	0	506

ただし、登録事項の変更及び抹消については 5 月中に事務処理済みの件数である。

## 平成 17 年度第 1 回補助金の交付決定について

平成 17 年度競馬連携補助事業の選定に関して、平成 17 年 4 月 27 日付けで農林水産大臣承認（第 1 回）を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

### 団体別一覧表

平成 17 年度第 1 回競馬連携補助事業交付決定状況

都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定(千円)
埼玉県	競馬連携補助事業	埼玉県浦和競馬組合	30,259
千葉県	〃	千葉県競馬組合	33,346
東京都	〃	特別区競馬組合	67,311
神奈川県	〃	神奈川県川崎競馬組合	40,757
計	4 事業		171,673

# 地方競馬全国協会競馬連携計画事業補助実施要綱

(平成17年3月31日16地全協企第44号)

## 第1 趣旨

地方競馬全国協会(以下「協会」という。)は、競馬法の一部を改正する法律(平成16年法律第86号)により、共同して、競馬の実施に関し相互に連携を図り、その事業の収支の改善を図るための計画(以下「競馬連携計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認定を受けた都道府県又は指定市町村(以下「認定都道府県等」という。)が当該認定に係る競馬連携計画(変更の認定があったときは、その後のもの。以下「認定競馬連携計画」という。)に基づいて行う事業を実施するのに要する経費について、競馬法附則第5条第1項に基づく協会の勘定間の繰入れによる資金及び日本中央競馬会が競馬法附則第5条第2項第1号の規定に基づいて協会に交付する特別振興資金により、毎年度、協会の予算の範囲内において補助金を交付することとし、もって地方競馬における事業収支改善に資することを目的とする。

補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、地方競馬全国協会業務方法書(昭和37年8月1日農林大臣認可)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2 補助事業の選定の基準

1. 補助事業は、第1の補助の目的に即し、認定競馬連携計画との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとする。
  - (1) 認定都道府県等で組織する協議会(以下「協議会」という。)を設置し、当該協議会における定期的な協議による、当該競馬連携計画の着実な実施により、当該認定都道府県等ごとの収支の改善を図る事業であること。
  - (2) 認定競馬連携計画による競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業により、中長期的にみて競馬の事業の収支の改善に資する事業であること。
  - (3) 事業の実施の確認が困難でないものであること。
2. 補助事業を行う事業主体は、認定都道府県等とする。
3. 補助の対象は、別表に掲げるものとし、次に掲げる経費は補助の対象としない。
  - (1) 土地、建物又は構築物の買収又は貸借に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)
  - (2) 建物又は構築物の増・移・改築、模様替、併設、合体又は更新に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

- (3) 物品の更新又は消耗的物品、古品の購入に要する経費(協会が特に必要と認めたものに要する経費は除く。)

### 第3 補助金の額の算出の方法

補助金の額は、別表に掲げる補助率等により算出した額以内の額とする。

### 第4 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は、認定競馬連携計画の期間以内とする。

### 第5 補助事業の選定の申請等

#### 1. 補助事業の選定の申請

(1) 補助事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による補助事業選定申請書を協会が別に定める期日までに協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるものであって協会が特に認める場合にあっては、この限りでない。

(2) 補助事業を行おうとする者は、(1)の規定による補助事業選定申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にはこの限りでない。

#### 2. 補助事業の実施

補助事業は、当該年の4月1日以降に事業を開始し、翌年の3月31日までに完了するものとする。ただし、やむを得ない事情があつて第7の(3)の承認を受けた場合は、この限りでない。

### 第6 補助金の交付の決定

協会は、第5の1の規定により補助事業の選定の申請があつた事業につき適当であると認めるときは補助事業として選定のうえ補助金の交付の決定をする。この場合にあっては、適正な補助事業が行われるようにするため必要があるときは、補助事業の選定の申請に係る事項につき修正を加えることがある。

### 第7 補助金の交付の条件

協会は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、別表に掲げる補助事

業の要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業者は、協会が指定した経費に係る補助金については相互に流用しないこと。
- (2) 補助事業者は、次の一に該当する場合には、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けること。
  - ア．協会が指定したものの数量について、その2割を超えて変更しようとする場合
  - イ．事業実施の場所を変更しようとする場合
  - ウ．協会が指定したものの主要構造を変更しようとする場合
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合には、別紙様式第3号による延期承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び遂行状況を記載した書類をすみやかに協会に提出して指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止したときは、別紙様式第4号による中止又は廃止報告書をすみやかに協会に提出すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを廃用しようとするときは、別紙様式第5号による廃用処分承認申請書をすみやかに協会に提出して承認を受けること。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

なお、承認にあたっては必要な条件を付することがある。
- (7) その他協会が必要と認めて付する事項

## 第8 補助金の交付の決定の通知

1. 協会は、第6の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該申請者に補助事業として選定した旨並びに補助金の交付の決定の内容及び第7の規定により協会が付した条件を通知する。
2. 協会は、第7の(2)の規定により変更の承認をしたときは、補助事業者に対し変更した交付の決定の内容を通知する。

## 第9 補助事業の選定の申請の取下げ

補助事業の選定の申請をした者は、第8の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその理由を記載した書類を協会に提出して申請の取下げをすることができる。この場合には、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### 第 10 事情変更による補助金の交付の決定の取消し等

1. 協会は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
2. 協会は、1の規定により取り消し、又は変更したときは、その内容を補助事業者に通知する。

#### 第 11 事業主体の名称変更

補助事業を行おうとする者又は補助事業者がその名称を変更した場合にあっては、その理由を記載した書類をすみやかに協会に提供しなければならない。

#### 第 12 補助事業の完了等の報告

1. 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別紙様式第 6 号による完了報告書を補助事業の完了の日から起算して 2 ヶ月を経過した日までに協会に提出しなければならない。
2. 第 5 の 1 の(2)ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした補助事業者は、1の規定による完了報告書の提出にあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
3. 第 5 の 1 の(2)ただし書の規定により補助事業の選定の申請をした補助事業者は、1の規定による完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(2の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別紙様式第 7 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書によりすみやかに協会に報告するとともに、協会からの指示に基づきこれを返還しなければならない。

#### 第 13 補助金の確定の通知

協会は、第 12 の 1 の規定による完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、交付の決定をしたときの補助金の額(第 8 の 2 の規定による交付の決定の変更又は第 10 の 2 の規定による取消し若しくは変更をしたものについてはその額)の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。

#### 第 14 補助金の交付の方法

補助金の交付は、精算払の方法による。ただし、協会が特に必要と認めた補助事業については、概算払をすることがある。

#### 第 15 補助金の交付の決定の取消し

1. 協会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
2. 1 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。
3. 協会は、補助金の交付の決定の取消しをしたときは、補助事業者に通知する。

#### 第 16 補助金の返還

1. 補助事業者は、第 10 又は第 15 の規定による取消しを受けた場合において、すでに補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、補助金を返還しなければならない。
2. 補助事業者は、第 7 の(6)及び第 18 の 2 の規定による承認を受けようとする場合、協会が別に付した条件において返還すべき補助金のあるときは、その定める納期日までに補助金を返還しなければならない。
3. 補助事業者は、第 13 の規定により補助金の額が確定された場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、協会が送付する通知書に基づいて、その定める納期日までに、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

#### 第 17 加算金及び延滞金の納付

1. 補助事業者は、第 15 の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。
2. 補助事業者は、第 12 の 3 又は第 16 の規定により協会に補助金を返還しなければならない場合において、当該補助金の納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。
3. 1 及び 2 の場合において、協会がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金若しくは延滞金の全部又は一部を免除することがある。

#### 第 18 財産処分の制限

1. 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が指定したものを、協会の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は補助金の交付の目的に反して使用してはならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した



場合は、この限りでない。

2. 1の規定により協会の承認を受けようとするときは、別紙様式第8号による財産処分承認申請書をあらかじめ協会に提出して承認を受けなければならない。

なお、承認にあたっては必要な条件を付することがある

#### 第19 報告の徴収

1. 協会は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況、補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。
2. 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって協会が第18の1の規定により指定したものの全部又は一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失した場合には別紙様式第9号による滅失報告書、移転又は移築した場合にはその旨を記載した書類をすみやかに協会に提出しなければならない。ただし、協会が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

#### 第20 補助事業の監査

協会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者はこれを拒んではならない。

#### 第21 帳簿等の保管

補助事業者は、補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第13の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第18の1ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあつてはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。

#### 第22 その他

1. 補助事業について、補助事業を行おうとする者又は補助事業者がこの要綱の規定により協会に提出する書類は、1部とする。
2. 協会は、補助事業を行おうとする者又は補助事業者にこの要綱に規定する提出書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
3. 補助事業の選定及び実施並びに補助の方法に関しては、この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

地方競馬全国協協会競馬連携計画事業補助実施要綱 別表

補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等
競馬連携補助事業	認定競馬連携計画に基づく事業の実施であること。	認定都道府県等	<p>1. 事業費</p> <p>(1) 共同で利用する施設又は設備等(以下「共同利用システム等」という。)の整備に要する経費</p> <p>(2) 共同利用システム等の共同利用体制の構築に要する経費</p> <p>(3) 認定都道府県等の連携を促し、競馬の収支改善に資すると協会が認める事業に要する経費</p> <p>2. 推進事務費</p>	<p>1/2 以内(ただし、協会の予算の範囲内とする。)</p> <p>1/2 相当定額</p> <p>1/2 以内(ただし、協会の予算の範囲内とする。)</p> <p>1/2 相当定額</p> <p>1/2 以内(ただし、協会の予算の範囲内とし、別に定める額を上限とする。)</p>

## 人 事

地方競馬全国協会役員・職員の人事異動について

[配置換] (平成 17 年 6 月 1 日付け) 室部長  
企画部組織業務検討対策室長併任 雨宮敬徳 (企画部長)

## できごと

平成 17 年 5 月

5 月 6 日	監事監査 (本部)
5 月 9 日 ~ 10 日	監事監査 (地方競馬教養センター)
5 月 11 日 ~ 13 日	監事監査 (本部)
5 月 16 日 ~ 19 日	監事監査 (本部)
5 月 16 日	第 1 回馬主登録審査委員会
5 月 20 日	第 1 回免許試験委員会